論文の内容の要旨

氏 名	軽部 利恵			
	(外国語の場合は、日本語で訳文を()を付して記入すること。)			
論文題目	上代日本語における仮名表記論			
審査委員	区 分	職名	氏 名	
	委員長	准教授	尾山 慎	
	委 員			
	委 員			
	委 員			
	委 員			
	委 員			

内容の要旨

本論文は、上代日本語における仮名表記でもとりわけ、上代特殊仮名遣いや清濁の違例表記 を分析対象とし、語、音節と文字、表記の関係性について考察したものである。上代特殊仮 名遣いや上代の清濁の研究において、仮名は、当時の日本語を音写することを前提に論じら れてきた。たとえば濁音の仮名で書かれているので当該の音節は濁音音節である、という認 定方法である。そうすると、上代特殊仮名遣いや清濁の別に合わない違例表記は、その音の 別を何らかの理由により表記に反映していないものということになるから、そこには様々な 意味づけが与えられてきた。顕著なものとしては上代特殊仮名遣いは平安時代には見い出さ れなくなるため、違例はその崩壊の萌芽の証であるといった言説である。このような仮名表 記に依存した音の同定や判定によって、語の解釈の方が改められることさえあった。しかし、 これほど、表記が語の同定や音節の同定に決定的な意味をもつのであれば、上代文献中に存 在する違例とは、まさしく語の同定が困難となってしまう重大なエラーなのではないかと疑 われると当時に、そのようなものが散見するとはどういうことなのか、本論はそこから問い かける。実際には、違例とされる部分について、全くの未知の語、未知の音節のままという ことはまずない。ということで、この点において、仮名表記と音・語の関係を再考する必要 があり、それはつまり、上代特殊仮名遣いをどこにどう位置づけるかということの問い直し にもなっている。

第一部においては、豊富な語彙を含み、時代・地域・作者(書記者)に広がりのある、萬葉集と木簡を取り上げ、上代特殊仮名遣いとその違例を論じている。

まず第一章では、萬葉集の音仮名表記を中心に論じる。違例は用例数をもとに認定されるが、 甲類・乙類の数が同程度の場合には、年代の新旧、方言性、語構成が検討される。どの観点 を重視するかにより違例となる用例に変動が生じうる。さらに、語釈によって、違例が解消 されることもある。違例認定の方法は、注釈書によっても注釈者によっても統一的ではなく、 歌の解釈とも関わるものであるため、一律に線引きを設け決定することは困難である。以上 のように、先行論では、上代特殊仮名遣いを疑いない体系としてまずは認め、その前提で、 個別に違例に説明をつけていくという態度であることが知られた。 続く第二章では、一次資料の木簡を取り上げて論じている。木簡の違例とされてきた用例は、 あくまで他の上代文献をもとにした価値づけであり、木簡資料内部で区別の様相を考証する ことが必要とされた。木簡は、長期にわたる記録・保存を目的として編まれた書物に対し、 いずれは廃棄することが前提にある、その時間・空間内で活用するものである。

従来検討されてきた編纂物、つまり、後世に残す、それも文字表記を基本的に整えて残そうとする文献における違例とは、書かれる目的・用途の違いがあるのであって、その点に重々留意して木簡の表記、またその違例について論じるべきことを説く。さらに、年代の明らかとなる違例に着目すると、現在までに出土している木簡資料からは、従来考えられてきた上代特殊仮名遣いの崩壊過程を立証することはできない、七世紀の例も確認された。

第二部においては、萬葉集にみえる仮名表記と、語・音の関係性を検討した。

第三章では、上代特殊仮名遣いの訓仮名の違例を取り上げた。その違例認定には、訓仮名とその音仮名表記例、訓字とその音仮名表記例の4つが揃っている必要があり、その条件のもとでは、訓仮名が、上代特殊仮名遣いに合致するのか不明であるものが存在する。また、訓仮名は、甲類・乙類の別が漢字音によって直接表示されない訓字とともに用いられ、音の別が反省されるよりも、文脈に従って、直接語が同定される仮名表記であるとみられ、音仮名の場合とは事情が異なる。さらに、上代特殊仮名遣いの崩壊過程を論じるとしても、漢字と結びついた語形(訓)自体の音の崩壊を想定しなければならない。この点でも、訓仮名は、甲類・乙類の音の別を厳密に表記に写像するものだとは考え難いことを明らかにした。

第四章では、従来違例として処理され、用例数が四〇〇例と極めて多い、訓仮名「跡」を取り上げた。これほどに数が多いと違例と呼んでよいのかがまず問われるはずで、実際、先行論でも扱いに難渋してきた例である。前章の訓仮名を巡る検証を引きつつ、訓仮名だから曖昧なこともあった、という従来説には落ち着かず、もともとの語形成にまで遡って考証した。この訓仮名「跡」は、萬葉集中、助詞「と」をほとんど専用として表記するものとなっており、その前後の文字列には、歌の表現に対応した類型が認められる。歌一首の表記の中で「跡」は助詞「と」に固定的であったために用例数が蓄積していたと考察した。さらに、訓仮名「跡」は、「あと」(ト甲類)ではなく、「と」(ト乙類)に由来する語であることから、違例とはならないことを指摘した。

第五章では、清濁の表記とその違例を取り上げた。仮名字母の分類である〈清音仮名〉〈濁音仮名〉は、上代文献中の文字表記を体系的に整理し、見出されたものである。違例は、見出された体系に整合性を与えようとするあまり、不正とみなされたり、「滝」の語形を「たぎ」とみなす(訓仮名「瀧」をタギとみたことから)といったことが近世の国学者・石塚龍麿によってなされている。研究史では、仮名字母と音との関係は、音節仮名表のように把握されてきた。清濁表記を巡る問題と上代特殊仮名遣いの問題には相通するところがあり、テクスト内に閉じられた用例群を内部徴証として相互に参照しつつ、帰納し、またそこから違例を処理するという構造から生じている問題点を明らかにした。

本論文での違例表記の分析を通して、仮名表記は、音の別を必ず写像するものとは言い難いことが明らかとなった。ことに、木簡にみえる違例は、規則に反する違反というより、テクストの内容を共有する人々の間で了解される表記であると位置づけられる。萬葉集中の、特に訓仮名の違例などは、仮名字母の別だけに依存するのではなく、訓字等とあわせた表記として、文脈から読解されうる。清濁についても、仮名表記は、まとまりのある文字列の単位、つまり語の表記として読解されるものである。上代特殊仮名遣いや清濁をめぐる、音と仮名との結びつきは、ゆるやかな側面があった。それはつまり、先行研究で違例とされてきた仮名表記は、当時にあって、書き分けられるべき区別に反するものとして書かれた(あるいは読まれた)ものではなかったということである。上代特殊仮名遣いの甲類・乙類や清濁は、あくまでその語形の中に存すると見る。

なお、上代特殊仮名遣いの別が、実際にはいかなる音価であったかという問題は、依然として残されている。一方で、語と仮名表記の固定性、またそれによる表語性という点が注目される。上代特殊仮名遣いの区別が、音の別の表示というよりも、文字列から語(意味)を弁別、伝達するのに役に立つという側面があったものと推測される。これらの問題は本論文の今後の課題である。

論文審査の結果の要旨

氏 名	軽部 利恵			
	(外国語の場合は、日本語で訳文を()を付して記入すること。)			
論文題目	上代日本語における仮名表記論			
審査委員	区分	職名	氏 名	
	委員長	准教授	尾山 慎	
	委 員			
	委 員			
	委 員			
	委 員			
	委 員			

要旨

本論文は、上代日本語における仮名表記について、上代特殊仮名遣いや清濁の違例表記を 分析対象とし、その研究上の種々の問題点を明らかにしつつ、古代日本語表記論に新たな道 筋を与える重要な論である。宣長以来二○○余年、その字母や語ごとの甲類・乙類の区別は 徹底的に調査され、字母表が整備されてきた。かつてその全容を解き明かされるべく探究さ れた個々の音節や仮名群は、今度は手がかりとなって古代の文献、資料における未知の語を 読み解く鍵となっている。この一方で、仮名表記がなければその語がいずれの音なのか同定 のしようがない、いわば袋小路に入り込むこと、そして、文字がそもそも音をどれほど忠実 に反映しているかという問題や、すべての音節に甲乙の二種類ずつあるわけではない、ある いは平安時代になると失われてしまうのはなぜかといったことについての諸問題は、決め手 がないままに、諸説紛々として今日に到っている。軽部氏が注目する違例というのは、いわ ばルールに合わない表記のことであるが、それは音自体が揺れているのか、あるいは文字表 記が揺れているのかという問題、そこにさらに、書き手のうっかりによる個別的現象なのか そうでないのか、果ては読み手にとってどれほど支障があるか否かという多面的な観点から、 考究されている。そもそも違例に徹底して着目するという観点がこれまでになかったことで あり、またそれを悉皆調査したことで、違例は、研究史において、常に解消されるべき、説 明をつけるべきエラーとして場当たり的に扱われてきたことを示した。軽部氏の論は、まず 違例説明に統一的見解がない、個別論の集積になっていることに注視したが、それは記紀万 葉をテクスト論的に扱うか、古代日本語一般の音韻論の手がかりとして扱うかということが、 研究史上しばしば曖昧にされてきたことを抉り出すものでもあり、そこには時に循環論さえ 孕むことを指摘している。上代特殊仮名遣いそのものを対象にする研究は少なくとも 10 年以 上、とりわけ表記論的考察に関しては 20 年近く停滞といって過言ではない状況だったが、軽 部氏の論で、新たな研究史上の転換点と道が照射されたといえる。

第一章は、万葉集歌で違例とされてきた例の、その悉皆調査というそれ自体に価値がある。これまで、違例はその都度個別的に調査され、いわば "解消" されるべき対象だった。これをすべて集めた時、本論によって大きく分けて三つの議論のステージが見えてくる。一つに、研究の方法論として資料内で閉じた用例相互の内部徴証で説こうとする危うさ、一つに、文字の揺れか音の揺れか、他の語との錯誤かといったエラーはエラーでも複層的、かつ種々あることについての問題、一つに、資料内の現象と閉じるか、8世紀以前の日本語における現象と一般化するかという視座の問題である。いずれも貴重な指摘であり、今後当該領域研究に

おいて、必須の観点となると見通される。なお、本論文では主たる考察対象ではない音価を 巡る議論は、表記論的に臨むにしても、さらに追究されたいところである。

第二章の成果は、記紀万葉で明らかにされてきた成果をそのまま木簡にスライドさせる方法論がほとんど無効であると指摘した点にある。くわえて、7世紀木簡の違例を見い出したことで、8世紀以降徐々に体系が崩壊していったという通説は見直されるべきであることも知られた。木簡は一次資料であり、転写、編纂物である記紀万葉とおのずと異なるはずであるが、それが日本語社会一般における位相の違いと広く抽象され、特殊仮名遣いの区別が緩いメディアという漠然とした位置づけで納得されてきたところがあった。本章はこれに対する批判的な見解として評価できる。課題としては、木簡は今後も発掘、解読されていくものなので、常に注視を続けることと、記紀万葉とは分けるべきである一方、同じ古代日本語世界にどれほど一般化できる側面があるかも、同時に探究していくべきであること、である。

第三章・第四章では、上代特殊仮名遣いの訓仮名の違例を取り上げているが、従来、訓仮名の違例は事実上放置されてきたに等しい。そこに整理と説明を与えた点は大いに評価できる。当然のことではあるが、用例の悉皆調査と、先行論の扱いをすべて洗い出すというところに記述の多くが割かれるが、表記の固定性など近時近接分野で指摘されている理論を取り入れて理論化しようとした点も意欲的である。第四章は、まさにこれこそ言及が避けられてた訓仮名「跡」字について意味づけを与えた挑戦的な章で、語彙史、語形成論への広がりも見せている。個別文字論でありつつも、繰り返し使われる表意性の想定など、他の例へと敷衍できる表記理論を展開しているところもあり、既発表論文としても出色の出来である。

第五章では、第四章までで考えた上代特殊仮名遣いの違例を巡る研究と並行的に、その理論を援用しつつ清濁について考えようとした意欲的な論説である。違例と呼んで別置されてきた四章までの議論と違い、清濁の場合は、「清濁通用仮名」という違例とはまた異なる横断的な存在がある点でより研究上の困難がある。上代特殊仮名遣いを巡る問題に類似した音価、表記、仮名字母という三者を巡る議論が活発だともいえるし、あるいはそれよりもなお複雑に、循環論的な様相を呈して膠着状態といえる状態でもあって、まずはこの状況を、冷静に、整然と批判的に問い直した軽部氏の指摘をもって、今後益々研究が進められることが望まれる。

言語、ことに文字資料文献における例外やエラーは付きものであって、寸分の瑕疵も見いだせない資料というほうが時に疑わしいほどである。しかしそれだけに、上代特殊仮名遣いも、清濁も、仮名、とくに字音の仮名を通すことで、概ね整合性をもって、体系的に分類されてきているために、違例に目を向けるということ自体、発想されにくいところがあった。本論は、そこに挑戦的に取組み、研究史が曖昧においてきたところ、個別的に説明を与えて済ませてきたところを悉く洗い出し、研究の方法論に大きな見直しを迫った。各章の指摘のみならず、問いかけられた課題も含めて、斯界に新風を吹き込む論であることは疑いないといえる。

軽部氏の研究の姿勢には、自明、常識と思われてきたことに自覚的に疑問を抱き、自分の手と目で一つ一つ見直し、思考を積み重ねるという研究のあるべき姿を見ることができる。上述の通り本論の意義および、論者の資質は極めて高いと評せる。また、調査考察の精緻さが、膨大な研究史の問題点の多くをつぶさに炙り出したという評価ができることに加え、軽部氏自身がどのような理論・体系を充実させていくかという展望もある。氏の古代日本語表記の理論、氏の考察による上代特殊仮名遣いや清濁を巡る実相が、今後ともより深く、広く語られていくものと、大いに期待されるところである。

以上より本学位申請論文は、奈良女子大学博士(文学)の学位を授与されるに十分な内容を 有していると判断した。